

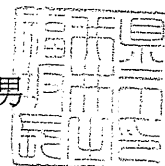
坂井市告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、坂井市丸岡町内の字の一部区域及び名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の一部区域及び名称の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証日からその効力を生ずるものとする。

平成25年12月20日

坂井市長 坂本 憲 男



字の一部区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

変更調書 (字の一部区域および名称の変更)

次の区域を、坂井市丸岡町石上1字に変更する。

大字	字	地番
内田	11字 石上腰	1の1 1の2 2から10まで 11の1 12 13 26 31
篠岡	21字 石上	1の1から1の4まで 4の1 4の4 4の5 7の1 7の3 8 8の2 9 9の2 10の1から10の3まで 11の1から11の4まで 12の1から12の3まで 13の1から13の4まで 14の1から14の3まで 15の1から15の5まで 16の1から16の3まで 17の1から17の3まで 18の1 18の2 19 20 21の1 21の2 22の1 22の2 23の1 23の2 24
	23字 水掛	11の8 11の9 11の11 15の6から15の18まで
曾々木	17字 石上	1の1 1の2 2の1 3の1 4の1 5
田屋	21字 石上	3の3
	23字 水掛	2の1から2の3まで 2の5 3の1 3の2 4 5の1から5の6まで
八ヶ郷	28字 石上	1から3まで
与河	21字 石上	5の1 6の1から6の3まで 6の3の1 6の4 6の4の甲 6の8から6の11まで
	23字 水掛	16の1 16の2 16の4 16の10 16の11 58の1 59
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を、坂井市丸岡町石上2字に変更する。

大字	字	地番
内田	11字 石上腰	30の1 30の2
	13字 正管田北	1の1から1の10まで 2の1 2の3から2の11まで 3 4の1 4の2 7の2 8の1 9 10 11の1
篠岡	31字 南江ノ浦乙	12の2 13の2 14の2
曾々木	18字 ドンドウ	1の1 1の2 2の1から2の3 3の1 3の2 4の1 4の2 5から7まで 30の1 30の2 31の1 31の3 32の1から32の5まで 33の1 33の2
	19字 南江浦	1
八ヶ郷	27字 中道	4の1 4の2 5の1 5の2 6の1から6の10まで 30の1 30の2 31 32の1から32の5まで 37の1から37の3まで 38から41まで 42の1 42の2 51の1 51の2 51の5から51の13まで 52 53 56 69 70
与河	31字 江ノ浦乙	10の2 10の3 11の2 11の3 15の1 15の2 17
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部および介在する水路である国有地の全部		